

平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件

2007年（平成19年）2月13日 午前10時30分

原告第7準備書面

（父弘人の合祀によって原告富樫が被っている精神的苦痛）

2007年2月8日

記

1 原告富樫行慶と戦没者富樫弘人との関係

原告富樫行慶（以下、原告富樫という）は、1943年（昭和18年）1月7日、富山県氷見に生まれた。実家は浄土真宗本願寺派白藤山光照寺であり、原告富樫は1970年（昭和45年）7月に同寺の24代目住職に就任し、現在に至っている（甲Cの1）。

被告靖國神社には、同人の実父富樫（以下、父弘人という）が合祀されている。合祀年月日は、1954年（昭和29年）4月17日である。父弘人は、1914年（大正3年）5月8日に生まれ、光照寺23代目の住職に就任する予定であったが、昭和19年6月に赤紙で招集された後、1945年（昭和20年）1月16日、輸送船で南方に出征する際、南シナ海の香港沖で轟沈され、戦死した。31歳であった。

父弘人は、1954（昭和29）年4月17日、被告靖國神社に合祀された。

2 親子2代の反戦思想

父弘人は、強固な反戦思想および浄土真宗への信仰を有していた。よって、被告靖國神社への合祀は、同人の意思に反する。さらに、原告富樫も、父と同じ反戦思想および宗教的信仰を有している。よって、父が被告靖國神社に合祀されていることは、原告富樫自身の思想信仰にも反する。父弘人の被告靖國神社合祀は、亡き父の意思を考えた場合到底耐えられるものではないと同時に、原告自身の思想信仰からも耐え難い苦痛である。

これらの点につき、以下詳述する。

3 合祀が父弘人の意思に反すること

（1）父弘人の反戦思想

父弘人は、上述のとおり、1944年（昭和19年）6月に戦争に召集された。召集の前後を通じて、数多くの戦争を批判する詩や短歌を作成しており、これらの作品からは父弘人が国家のために戦死することを決して名誉なことだとは考えていなかったばかりではなく、強固な反戦思想を有していたことが伺える。

父弘人が出征の際に詠んだ歌は次のとおりである。

蒼海原わが越へゆくと告らせども子らはうつつにゑむぞかなしき

出征の際、これが永遠の別れになるかもしれないとの思いで子供らに別れを告げている父弘人の心情と、同人の反戦思想が如実に表れている歌である。この歌は、現在歌碑となって光照寺に残されている（甲Cの2号証・新聞記事）。なお、この歌にある「子ら」とは、原告富樫とその姉たち（彰子、枝折）のことである。結局、この歌を最後に、父弘人は子らと再び会うことはなかった。

また、父弘人は、出征前に、戦場に赴く兵士とその家族の悲しみを綴った「歓送」という詩を作っている。次に詩一篇を抜粋する（「富樫行人遺稿詩集」より。なお、「富樫行人」とは、父弘人のペンネームであった）（甲C3号証・遺稿詩集）。

毎日／毎日／沢山な兵士ら／今日は夥しい軍馬が
日となり／火となり／村の黍畑を光って行った
二百十日の無事な穂波が／ササと流れる果てに
砂煙が未だ微かに見えて／口を開いたままの人々は
もう一遍／萬歳！と／叫ばねばならなかった

父弘人は、かかる反戦思想の現れる詩を作成したということで、特別高等警察から狙われ、しばしば事情聴取を受けていた。

また、父弘人は、入隊後も、実家に宛てた書簡の中に自作の歌を忍ばせていた。その大部分は、戦争に召集された我が身を嘆き、子ら、家族らと引き離された悲哀を歌うものである。うち数首を引用すれば、次のとおりである（甲Cの3号証・遺稿詩集）。

夕餉終り兵舎の裏に出でてきく星の子供の声ぞ悲しき
ちちのみの父の音信を手にとりてせつなき涙胸にあふるる
夢にみる子らおとなびている事も別れ来し日のしるべなりけり
三十路余り一つのわれは今更に母の手恋ひて泣かまく思ほゆ

このように、父弘人は召集されてからも、戦争を賛美する歌は一つも作らず、かえって戦争の悲哀を伝える歌を作成している。この事実は、同人の極めて強固な反戦思想を示すものである。

このような父弘人の思想からすれば、死後被告靖國神社に祀られるということは、同人の思想に反し、同人の意思を踏みにじるものと言わざるを得ない。なぜなら、被告靖國神社は戦意高揚のため存在する神社であり、その教義として国のために死ぬことを称え、顕彰する神社であるからである。父弘人の反戦思想と、かかる被告靖國神社の教義が相容れないことは明らかである。

（２）父弘人の宗教的信条

父弘人は、浄土真宗本願寺派に帰依しており、もし戦死することがなければ、22代目住職であった原告の祖父の跡を継いで、光照寺23代目住職に就任する予定であった。

そして、浄土真宗本願寺派の宗教的立場からは、自身が神道（国家神道）のしきたりによって「祀られる」ということは、それ自体自らの教義に反するものであり、看過できないものである。

すなわち、浄土真宗においては、人は亡くなれば浄土に赴き、そこから「ほとけ」としてこの世に戻り、宇宙全体に遍満した状態で、衆生済度の働き（慈悲の働き）をすると考えられている。そこには「靈魂」なるものが觀念される余地はなく、「靈魂」が「祀られる」ということ自体觀念できないものである。

しかるに、靖國神社においては、故人の「靈魂」が觀念され、それが「合祀」されている。このことは、浄土真宗の考える死生觀にそぐわないものであり、かかるやり方で自身が「祀られる」ことは、浄土真宗の信者にとって、受け入れがたいものである。このことは、住職の跡を引き継ぐ予定であった父弘人においてはなおさらのことであったと思われる。

さらに、浄土真宗においては、「神祇不拝」の教義が存在する。これは、いったん仏に

帰依した以上、他に何らの超越的存在も拝まず、権威にも従うべきではないとする教義である。かかる教義は、たとえば浄土真宗の教典である「教行信証」においては、「仏に帰依せば、ついにまたその余の諸天神に帰依せざれ」（教行信証化身土巻）と表現されている。そしてこの神祇不拝の思想は、仏以外には国王、天皇をも礼拝してはいけないという「国王不礼」の思想にもつながる。これは教行信証において「出家の人の法は、国王にむかひて礼拝せず、父母にむかひて礼拝せず、六親につかへず、鬼神を礼せず」（教行信証化身土巻）と表現されているとおりである。かかる「国王不礼」の思想と、天皇を万世一系の絶対者として措定する被告靖國神社の思想が相容れないことは明らかである。

また、浄土真宗は、その教義上必然的に非戦の思想を有している。国王をあがめないのであれば国王のために死ぬということもあり得ないからである。このことは、仏説大無量寿経巻下において「国豊かにして民安くして、兵戈用いることなし」と記載されていることにも現れている。もっぱら戦争遂行を賛美する被告靖國神社の思想は、この点でも浄土真宗の思想と相容れない。

（３）まとめ

以上より、父弘人の反戦思想からしても、また同人の信仰していた浄土真宗の教えからしても、同人が被告靖國神社に合祀されることを望んでおらず、合祀が同人の意思に反することは明らかである。

３ 原告富樫が父弘人の合祀により精神的苦痛を被っていること

（１）総論

父弘人が被告靖國神社に合祀されていることは、以下でみるように、原告富樫の思想・宗教的信仰とも相容れず、合祀は原告富樫に耐え難い精神的損害を与え続けている。

（２）原告富樫の反戦思想

原告富樫は、以前氷見市遺族会（実質上、日本遺族会の都道府県支部である富山県遺族連合会の市町村支部）青年部長であった。活動を通じて、被告靖國神社が戦争を反省せず、むしろ賛美していることに気づき、また被告靖國神社と日本遺族会が結託しているのではないかとの疑義を持つようになった。そこで、靖国反対の意思を明確にして真宗遺族会を結成しようと考え、１９８１（昭和５６）年６月２０日、「遺族を十ば一からげに政治的に利用しようという動きが目立ってきた現在、それを座視していることが、真宗の教えから、また遺族感情から、許されなくなってきました」として真宗遺族会結成を呼びかける文章を「本願寺新報」に寄稿した（甲Ｃの４号証）。

そして、氷見市遺族会青年部長を辞め、１９８３（昭和５８）年９月１８日に光照寺において「非戦・平和の集いー満州事変５０周年」を開催した。当該集いの主催は「浄土真宗遺族会結成準備会（光照寺内）元氷見市遺族会青年部長富樫行慶」とした（甲Ｃ５号証）。

以後、本願寺教団の中で、被告靖國神社の好戦的性格に疑義をもつ声が強まり、靖国反対運動が盛んになってくるにつれ、原告富樫行慶の所属する高岡教区が全国でも先進的に

その反対運動を展開するようになった。

このように、原告富樫は、被告靖國神社が太平洋戦争時における自らの役割に対する反省を有さず、かえって同戦争を賛美するために戦没者を利用していることに対して懸念を有している。反戦的思想を有し、戦争に行くことを望んでいなかった自らの実父まで、かかる被告靖國神社の戦略に利用され、「国難に際して身を挺し公のために殉ぜられた方」として祀られていることに精神的な苦痛を感じている。

原告富樫自身、小学校の頃から富山県遺族連合会の主催する靖国神社集団参拝に参加しており、20代の頃などは、被告靖國神社の宮司から「よく来られた。お父さんが待っておられる」と言われ感銘を受けたこともあった。しかしながら、現時点においては、被告靖國神社が侵略戦争を肯定し、その手段として自らの実父を利用していることに対する苦痛の方がより大きくなったものである。今日ではむしろ、他宗派の宮司に「父が待っている」等と、あたかも実父の死を独占されているかのように振る舞われることにも大きな苦痛を感じているのである。

（3）原告富樫の宗教的信条

原告富樫もまた浄土真宗本願寺派に帰依しており、父弘人が被告靖國神社に合祀されていることは、自らの信仰からして認められない。

浄土真宗においては、靈魂の存在が観念されず、そもそも「魂が祀られる」ということ自体その教義に反する。天皇を絶対者とする被告靖國神社の思想が浄土真宗の「神祇不拝」「国王不礼」の思想と全く相容れない。被告靖國神社の好戦的思想が浄土真宗の非戦の思想と真っ向から対立する。

従って、父弘人が被告靖國神社に祀られていることは、浄土真宗の住職である原告富樫の宗教的信条に反するものであり、それにより原告富樫が感じている精神的苦痛は甚大なものと言わざるをえない。

4 原告富樫に対する権利侵害

そもそも、亡くなった人をどのような仕方で追悼するか、もしくは追悼しないかについては、遺族らが第一義的な決定権（追悼の自由）を有する。人の死に際して最も大きな悲しみ、苦しみを感じるのがその遺族であること、その故人をもっとも敬愛追慕するのも又遺族であることから、これは人間の本性に由来する当然の理である。

従って、もし遺族でない第3者が何らかの動機・理由で他人を追悼ないし祭祀しようとする場合、その遺族の同意を得るか、もしくは遺族の明示的な意思に反しないことを確認して行う必要がある。かかる配慮なしに追悼・祭祀を行えば、それは遺族の追悼の自由等を侵害することがあり得る。また、かかる配慮なしに、一方的に追悼・祭祀を行い、加えてその死について遺族に無断でその同意できない意味付けを行えば、遺族の故人に対する敬愛追慕の情をも侵害することになる。

しかるに、被告国は、原告富樫の同意もないまま、父弘人の「氏名等」の情報を勝手な理屈で安易に被告靖國神社に提供した。被告靖國神社は、この「氏名等」の情報を利用して、原告富樫の同意なく父弘人を合祀した。そして、2006（平成18）年6月13日、原告富樫が合祀をやめるよう意思表示をした（甲C6号証）後も合祀を続け（甲C7号証）、英霊として父弘人の死を意味付けし続けている。

遺族である原告富樫の拒否の明確な意思表示にもかかわらず、その父を合祀し続けることは、原告富樫の追悼の自由及び故人に対する敬愛追慕の情を不当に侵害するものであり、その結果、原告富樫には上記のような精神的損害が発生している。被告らは速やかにかかる損害を賠償するとともに、被告靖國神社においては霊璽簿等から父弘人の氏名を抹消しなければならない。

以　　上